

私物端末とBYODネットワークの校内利用ルール

生活指導部・ICTリーダー

1 はじめに

自身が所有する携帯電話・スマートフォン・パソコン等の端末(以下「私物端末」とBYOD等用ネットワークシステム(以下「BYODネットワーク」)の利用に当たっては、このルールを守り、先生の指示によく従ってください。

2 利用上の注意点

私物端末を利用する生徒は、次のとおり適切に利用してください。

- (1)原則として、授業中は私物端末を触らない。ただし、授業担当者の指示がある場合は、授業担当者の指示に従い使用してください。
- (2)使用目的に関わらず、校内の電源を使用しての私物端末等のバッテリーに充電することはしない。ただし、真にやむを得ない理由がある場合は、担任または授業担当者の許可を得た後に充電することは差し支えありません。

BYOD等ネットワークを利用する生徒(以下「ユーザ」)は、次のとおり適切に利用してください。

- (1)コンピュータウイルス等有害なプログラムを使用又は提供してはいけません。
- (2)利用は、教育上必要な場合に限りします。
- (3)情報の発信に際しては、法令、その他公序良俗に反しないよう内容を十分吟味してください。
- (4)誹謗中傷に当たる行為を行ってはいけません。
- (5)閲覧及びダウンロードした情報の著作権保護に注意してください。
- (6)データ送受信の際には、ネットワークに過大な負担を与えないようデータ容量に注意してください。
- (7)その他、学校が禁止する行為、法令に違反する行為等を行ってはいけません。

※不適切な投稿等は特別指導の対象となります。

3 BYODネットワークの利用で使用するユーザIDの管理

- (1)ユーザは、認証用ユーザIDのパスワードを他人に知られることがないように、適切に管理してください
- (2)ユーザは、認証ユーザIDのパスワードが漏えい若しくはその可能性がある場合、教員又はデジタルサポーターに報告し、変更申請を行わなくてはなりません。

4 端末のセキュリティ対策

- (1)ユーザは、BYODネットワークを利用するための私物端末のOSのバージョンを最新版に更新しておくよう努めなければなりません。
- (2)アンチウイルスソフトウェアを導入可能な端末を利用しているユーザは、当該端末にアンチウイルスソフトウェアを導入し、最新版に更新しておくよう努めなければなりません。

5 認証用ユーザIDの廃止

ユーザは、休学、転学及び退学の場合、BYODネットワークへの接続情報を端末から削除しなければなりません。

6 その他

- (1)ユーザは、ネットワークの不具合や不正利用等を覚知したときは、速やかに教員又はICT支援員に報告してください。
- (2)教育庁及び学校は、校内での私物端末の使用およびBYODネットワークの提供に関連してユーザに生じた損害については一切の責任を負わないものとします。
- (3)教育庁及び学校は、ユーザに対しBYODネットワークを間断なく提供する義務を負うものではなく、何らかの理由によりBYODネットワークがユーザに対し提供されなかった場合においても、教育庁及び学校はそのことによりユーザに生じた損害について一切の責任を負わないものとします。
- (4)教育庁及び学校は、BYODネットワークの内容、及びユーザがBYOD等ネットワークを通じて得る情報等に関し、その完全性、正確性、確実性、有用性等について、いかなる保証も行いません。
- (5)教育庁及び学校は、ユーザが使用する私物端末(当該端末にインストールされているソフトウェアを含む)について一切動作保証を行いません。
- (6)教育庁及び学校は、ユーザが私物端末およびBYODネットワークを利用することにより、第三者との間で生じた紛争等に関して、一切責任を負いません。

以上

発行日現在、一部の Android 端末において「BYOD ネットワークにつなげない」「BYOD ネットワークにつなげたけど、Teams の会議機能が使えない」といった不具合を確認しており、現在教育庁が原因を調査中です。当面の解決方法として「Android 端末で Teams を使用するときは BYOD ネットワーク以外のネットワークに接続する」「BYOD ネットワークに接続して Teams を使用するときは iPhone またはパソコンでおこなう」があげられます。